

第3回下野市行政改革推進委員会 会議録

日 時 平成27年11月12日(木) 午後1時30分～4時15分
場 所 下野市役所国分寺庁舎 304会議室
出席委員 杉原弘修会長、飯島陽子委員、関口博之委員、小久保武委員、飯野洋委員、水上美紀委員、大木徳委員、園部小由利委員、中林佳子委員
欠席委員 長光博委員
出席者 (産業振興部)
大橋産業振興部長、高德農政課長、近藤課長補佐、清水商工観光課長、神戸主幹
(市民生活部)
渡辺市民生活部長、篠崎安全安心課長、上野課長補佐、増山環境課長、小川課長補佐
事務局 星野総合政策課長、小谷野主幹兼課長補佐、坂巻副主幹、舘野主事
傍聴者 なし

○次第

- 1 開 会
- 2 あいさつ
- 3 議 事
 - (1) 会議録署名人の指名
 - (2) 第2回下野市行政改革推進委員会会議録の確認について
 - (3) 行政評価市民評価事業ヒアリング
 - ①地域ブランド支援事業
 - ②商工業振興事業
 - ③防犯対策事業
 - ④一般廃棄物収集運搬業務委託事務費
 - (4) その他
- 4 閉会

○開会

(事務局) 第3回下野市行政改革推進委員会を開会いたします。

○あいさつ

(杉原会長) みなさんこんにちは。本日もよろしく申し上げます。

○議事

(1) 会議録署名人の指名

(杉原会長) 会議録署名委員を指名します。名簿順で、大木委員と園部委員にお願いします。

(2) 第2回下野市行政改革推進委員会会議録の確認について

(杉原会長) 事前に送付した前回の会議録につきましては、修正の意見は無かったというのですが、改めて修正意見等があればこの場で発言をお願いします。無いようですので、確定させていただきます。

(3) 行政評価市民評価事業ヒアリング

(杉原会長) それではヒアリングに入ります。はじめに地域ブランド支援事業のヒアリングを行いますのでよろしくお願いします。

[産業振興部出席者自己紹介]

①地域ブランド支援事業

[農政課長から説明]

(農政課長) 本事業は、下野市を代表する「特産品」となる農産物を掘り起こし、その生産を支援することによって将来のブランド化を目指すとともに、地産地消の推進と地域農業・農村の活性化を図ることを目的に実施しております。干瓢につきましては、近年、生産者の高齢化に伴い生産戸数が減少傾向にあります。生産量が全国の52.9%、全国一を誇る本市の干瓢生産と消費拡大のための支援を行い生産振興を図っております。

苺につきましては、生産額、生産量、生産面積ともに全国一位の苺王国栃木のさらなる発展のため、本市においては、良質苗の購入費を支援し、生産量の拡大と、大果で食味の良い苺を生産することによって、競争力強化を図っております。

酒米につきましては、ユネスコの無形文化財への和食登録や各地での乾杯条例が制定によって、消費に追い風が吹いていることから、高い収益性が見込まれる酒米の生産を支援し、生産振興を図っております。(詳細はヒアリング資料参照)

(杉原会長) それでは、各委員からの意見、質問をお願いします。

(大木委員) 干瓢につきまして、支援事業の実施によって、生産量は増えているのでしょうか。また生産量につきまして、全国の52.9%ということですが、下野市のみでの数値ということでしょうか。

(農政課長) 新たに干瓢の生産を始める方は、ほとんどいらっしゃらないのが現状であります。高齢化の影響もありまして、統計的には、面積、量とも減っていることから、どのように生産量を維持していくのかということに取り組んでおります。生産量につきましては、下野市において、全国の52.9%を生産しております。また、栃木県としては、全国の約98%を生産しており、残りにつきましては、茨城県や滋賀県で生産しているようです。

(大木委員) 酒米生産への支援事業とありますが、生産した酒米は県内、県外どちらに出荷しているのでしょうか。

(農政課長) 山田錦につきましては、契約栽培ということで、すべて山口県の旭酒造へ出荷しており、獺祭という日本酒の原料となっております。また、五百万石につきましては、下野ブランドの五千石というお酒の原料となっております。

ます。

- (関口委員) ビール麦は、市内では栽培や支援はあるのでしょうか。
- (農政課長) 栽培している農家では、農協を通して出荷していると思われませんが、市としての支援はありません。
- (関口委員) そうしますと、市では、干瓢、苺、酒米以外の農産物に対しての支援はしていないのでしょうか。例えば、肉牛やネギなども有名ですが、それらへの支援はないのでしょうか。
- (農政課長) ブランド以外の農作物への支援もございます。例えば、ネギにつきましては、収穫機等の機器導入の補助があり、畜産につきましては、良質な雌牛の導入や飼料に対して補助を行っています。現時点では、ブランド化を目指す枠組みには入っていないため、ブランド支援事業には含まれておりません。
- (関口委員) わかりました。続いて、かんぴょうまつりについてですが、道の駅ができる前は、別の場所で開催していたのでしょうか。また、市内では産業祭など様々なイベントがありますが、それらへの参加などは計画していないのでしょうか。
- (農政課長) かんぴょうまつりにつきましては、道の駅がオープンした平成23年度から開催しております。また、時期としては、干瓢の最盛期である7月中旬から8月中旬ではないと、イベントで使用する干瓢剥き機等が用意できないことから、例年7月の第4土曜日に実施しております。その他のイベントにつきましては、干瓢の製品の無料配布、また、市職員が他自治体へ研修等で出張する際につきましては、干瓢が入った小袋と干瓢レシピを配布し、PRに努めております。
- (関口委員) 例えば、市民がお祭り等をする際に、農政課から干瓢が入った小袋をいただき、PRのために配布することはできるのでしょうか。
- (農政課長) 市外へのPRを目的としていることなどから、市内で市民が主催するお祭りで配布できるまでの数は確保しておりません。
- (飯島委員) 資料の熟度・緊急性に、総農家数と記載がありますが、兼業農家も含めた数と言うことでよろしいでしょうか。
- (事務局) 兼業農家数も含めた数となっております。
- (飯島委員) また、説明において、干瓢農家数が127件とありましたが、そちらも兼業農家も含めた数でよろしいでしょうか。
- (農政課長) 専業農家と兼業農家をわけて集計はしておりませんので、兼業農家の方も含まれております。
- (園部委員) カンピくん等を活用し、PRをしているかと思いますが、説明では、生産量を維持していくとのことでした。さらに成長していくための手段は考えていないのでしょうか。
- (農政課長) 干瓢は、収穫、皮むきを別々の人が行う分業制という工夫によって、生産面積を維持している状況もあるようです。しかし、新たに生産に取り組むという方は、いらっしゃらないのが現状です。
- (園部委員) 干瓢を活用した様々な加工品がありますが、実際の売れ行きはどうでしょ

うか。

- (農政課長) 下野ブランドには干瓢を活用した加工品が多くありますが、実際の売り上げまでは把握しておりません。食と農のふれあいフェアにおいて、八幡巻の試食を提供していましたが、生産者からは売り上げが伸びたとの話がありました。様々なイベントにおいてPR活動をしておりますので、それによって売り上げが伸びているものもあるようです。
- (園部委員) 売り上げが好調な商品に絞り込んで、重点的にPRを進めるということは考えているのでしょうか。
- (農政課長) 様々な加工組合の方が、研究し、下野市の干瓢の消費拡大のために取り組んでいただいているものなので、市としては全てのブランド品のPRを積極的に支援していきたいと考えております。
- (杉原会長) 産業振興部としては、売り上げが好調なブランド品と不調なブランド品を把握し、好調なものだけさらに売り込むということはしないということですね。
- (中林委員) 干瓢は、料理前の処理にとっても手間がかかります。加工品は売れるが、干瓢自体の消費拡大が伸び悩んでいるのは、そのような事情もあるのではないのでしょうか。先日、県民プラザを訪れた際に、料理する際の前処理が必要ない商品を購入しましたが、地元に住んでいる人でも購入しようと思う商品で、私自身も何度か購入しています。これは、小山市の事業者の商品ですが、下野市においても、このような商品があれば、干瓢自体の消費拡大に繋がるのではないかと考えます。
- (農政課長) 生産者の方からしますと、できるだけ出荷した状態で、販売してほしいということが希望としてあるように思います。なので、全てを加工品として、形を変えて販売することは困難かもしれません。
- (中林委員) 生産者の希望も考慮する必要があることは理解できますが、若い世代への消費拡大を考えるのであれば、手間が少ない商品の開発も必要かと思いません。
- (杉原会長) 実際に干瓢を調理する立場からの貴重なご意見ですので、なにかの機会に活かしていただければと思います。
- (農政課長) 消費者のご意見として、加工組合の方へ伝えたいと思います。
- (関口委員) こんにゃくの関税は300%と言われていますが、干瓢の関税はどうなっているのでしょうか。今後、TPPなどの影響も考えられるのでしょうか。
- (農政課長) 把握していないため、この場では、お答えできません。
- (杉原会長) 資料の必要性の項目においては、社会情勢の変化等を判断基準にして、この事業がどうして求められているのかが記載されていますので、TPPという社会情勢の変化が加味される事業なのか、また、将来的にはどのようなようになっていくのかということを考えなければならないと思います。特殊な事案ですので、この場での回答は求めませんが、農産物全般の事業につきまして、TPPの影響も加味して、必要性の判断をしていかなければなりません。
- (産業振興部長) 東京の一流の料亭では、中国産の安い輸入品は使わず、国内産の質の高い

干瓢を使うと聞いております。また、栃木県内では消費の拡大が進んでおりませんが、関西地方では、縁起物として重宝されていると聞いております。先ほどのT P Pの影響についてですが、中国産の安い干瓢が輸入されていても、国内産の干瓢の相場は安定していると聞いております。

(関口委員) 関税が低ければ、日本人が外国に行って、質の高いものを作り、輸入することも可能ですので、そういった事も踏まえて、よく考えていただければと思います。

(杉原会長) 委員の皆様から、他にご意見等ありますでしょうか。ないようですので、地域ブランド支援事業のヒアリングを終了します。

②商工業振興事業

[商工観光課長から説明]

(商工観光課長) 本事業は、商工会が地域経済団体として実施する商工業者支援のための事業充実及び商工業者の経営基盤の強化を図ること、また、市町間及び市内工場等の連携を密にし、下野市への企業立地促進と工業振興を図ることを目的としております。

計画的な推進を図るため、平成26年度には、産業振興計画を策定し、取組を進めているところであります。この計画では、本市の商業では、人口減少、高齢化とともに、郊外への大規模小売店舗の進出により、中心市街地の商店街の衰退が課題となっております。また、事業後継者の不足も問題となっており、早急な対応が望まれております。工業等の製造業分野につきましては、生産拠点の海外移転や部品の海外調達が進んでおり、大企業においても、その影響を受けざるを得ない状況となっております。しかし、製品の核となる先端技術につきましては、国内の立地も見られ、大企業だけではなく、中小企業においても、独自の製品や技術を確保することが求められております。(詳細はヒアリング資料参照)

(杉原会長) それでは、各委員からの意見、質問をお願いします。

(飯島委員) 商工会の会員数が年々少なくなっていると聞いております。市内の2つの商工会を、1つにまとめるというような動きはあるのでしょうか。

(商工観光課長) 下野市商工会ができる際に、石橋商工会とも話し合いは行われたようです。しかし、運営方針の違いなどから、すぐには合併が困難と言うことで、しばらく期間を置くことになった経緯がございます。下野市商工会ができてから、まだ数年しか経過していないことから、もう少し期間を置きたいということで進んでいると聞いております。

(飯島委員) 市から働きかけはしていないのでしょうか。

(商工観光課長) 可能であれば、合併していただきたいということはお話ししております。

(関口委員) 補助金の金額は、人口や加入者数で決めているのでしょうか。

(商工観光課長) 補助金は、支出総額から国、県の補助金を除いた3分の1を限度としておりますので、1件あたりいくらというものではありません。

(関口委員) 2つの商工会があるので、比較ができると思います。そういったことも考

慮して、補助金を出しているのでしょうか。

(商工観光課主幹) 算定に当たっては、まず、石橋商工会は平成23年度に補助金の見直しを行いました。その際には、前年の決算額を基に算定しており、支出総額から国、県の補助金を除いた3分の1を上限とすることとし、10,389千円を上限と決めました。それ以降につきましては、毎年前年の決算額で同様の計算をして補助金の金額を算出していますが、上限額が10,389千円であるため、実際にはそれ以上の補助金が必要となる事業を行っていても、10,389千円が補助金額として決定しております。下野市商工会につきましては、合併当時に2つの商工会の補助金を基に金額を想定しましたが、合併当時は金額が見込めない部分もありましたので、14,510を上限としまして、平成24、25、26年の3年間補助を行いました。平成25年度の決算が出ましたので、石橋商工会と同様に、支出総額から国、県の補助金を除いた3分の1ということで、12,300千円を上限としますが、急激な減額は対応が困難ということで、今後3年間で減額していく予定となっております。

補助金額の確認につきましては、直近の決算において、補助金額の減額が必要ないかということを確認しております。

(関口委員) それぞれの商工会の事業内容を見ますと、石橋商工会は、いしばし納涼踊り花火大会、いしばし軽トラ市、石橋商工会賑わい祭、イブニングライズいしばしとイベントが4つもあります。下野市商工会は、夏祭りの開催で1つだけとなっております。費用はどうなっているのでしょうか。

(商工観光課主幹) いしばし納涼踊り花火大会、石橋商工会賑わい祭、イブニングライズいしばしにつきましては、事業費補助で別途補助金の支出をしております。

(関口委員) 2つの商工会の事業内容に大きな差異がありますが、なぜでしょうか。

(商工観光課長) 事業内容の差異につきましては、2つの商工会の運営方針が異なるということが理由として挙げられ、下野市商工会は巡回指導を主として事業を行い、石橋商工会は地域振興を主として事業を行っております。

(関口委員) 商工会が開催しているイベント以外にも、産業祭もあり、市からお金が支出されていると思いますが、他のイベントへの補助金と差がありすぎるのではないかと思います。私は、コミュニティが主催している国分寺の盆踊り花火大会の運営に携わっているが、そちらへの補助金と商工会への補助金への差がありすぎるように感じます。商工会でお祭りを実施することによって、地域振興が図られるかもしれませんが、それによって支出総額が増えてしまい、補助金額が削減されないというのはいかがなものでしょうか。例えば、花火大会はコミュニティと商工会の協力によって実施させ、補助金も一本で出すということはできないのでしょうか。

(水上委員) エコライフまつりも同じような悩みを抱えておりますので、市全体の地域振興のため、商工業者の協力ということも考えていただきたいと思います。

(産業振興部長) イベントの始まり方や地域性も様々ですので、統一が困難な部分がありますこともご了承ください。

(大木委員) それぞれの商工会で巡回指導に大きな差があります。これは、指導員等の

数によって異なるのか、それとも運営方針の違いによるものなのでしょうか。

(商工観光課長) 指導員等の数、運営方針の違いどちらもございます。指導員の数につきましては、下野市商工会は11名、石橋商工会は7名となっております。運営方針につきましては、先ほど申し上げたように、下野市商工会は巡回訪問を主な事業にしており、石橋商工会は地域振興を主な事業にしているということがございます。また、それぞれの商工会でカウントの仕方が異なるということが挙げられます。下野市商工会では、一つの事業所に2人の指導員で訪問した場合、2カウントとし、石橋商工会では、2人の指導員で訪問しても、1カウントとしております。これは、それぞれの商工会が本部に報告している数字なので、変更できないものとなっております。

(大木委員) 市からの補助金額は、全体の事業費の何%ぐらいになるのでしょうか。

(商工観光課長) 下野市商工会は約17%、石橋商工会は約20%となっております。

(水上委員) 商工会に加入している事業者の多くは、個人事業者かと思えます。そのような個人事業者は、地域の特色を活かしたブランド品等を生み出す生産者であると思えます。したがって、地域のお祭りの運営には、そのような事業者の方も携わって、地域の人と事業者が協力して、地域振興を進めていけたらと考えます。

(商工観光課長) 市では、下野ブランドの認定、支援も行っております。

(水上委員) 地域ブランドを盛り上げるためには、地域の方のつながりが必要だと思いますので、個々の事業者がそれぞれに事業を進めるのではなく、地域と協力して盛り上げることが求められます。したがって、すでに地域に根付いているイベントに事業者が加わって、可能であれば市も関わり、地域振興事業を進めていただけたらと思えます。

(商工観光課長) 産業祭がそういった役割を担っているかと思えますが、さらに多くの事業者の方に参加していただき、地域振興を進めていきたいと思えます。

(水上委員) 産業祭だけではなく、他のイベントについても考えていただければと思います。

(杉原会長) 商工会の事業としまして、社会保険等に関する事務の代行というものがございます。石橋の場合は67事業、下野の場合は143事業ということで、会員数の1割強から2割となっております。事業として実施することは自由ですが、それに対して行政の補助金が充てられるというのは、適切ではないように思うのですが、いかがでしょうか。通常、社会保険等に関する事務というのは、それぞれの事業者が自己負担で行うべきであり、全額でないとしても、行政からの補助金が充てられているというのは、適切なのでしょうか。

(飯野委員) 商工会の成り立ちにも関することですが、発言させていただきます。税を例にあげますと、本来、記帳や税の申告は、法律上税理士しかできないこととなっております。しかし、中小零細企業におきましては、それだけの力がないため、全てを税理士に依頼することができず、また、申告時期に全ての事業者が税務署職員の指導を受けながら申告することも実務上困難

であります。したがって、商工会においては、記帳継続指導ということで、記帳の仕方、決算、確定申告等について指導員等が指導する制度がございます。同じように、各社会保険の事務についても、指導員等が代行し、行っているのだと思います。自らの事業に精一杯で、社会保険等の勉強もおぼつかないという事業者に対して、指導をしながら、自立してできるように支援しているのだと思います。

(杉原会長) そういったことで指導し、最終的には自立し、代行件数が段々と減っていくということであれば、必要性に記載された「商工業の基盤強化・活性化」にも合致すると思います。代行があるから良いという、甘えになってしまうとふさわしくないと思いましたが、指導や助言と言うことであれば、商工会の仕事として理解できます。

(飯野委員) 巡回指導等の業務は、2つの商工会で同様に行っており、これらが商工会としての主な業務であり、商工会の存在意義であると思います。お祭り等については、従たる業務であり、もし、お祭り等が主な業務というのであれば、市の補助金が多く支出されることは適切ではないと思います。私自身は、両方の商工会の会員であることから、それぞれの商工会の運営方針もおおよそ把握しておりますが、全く異なるものであります。先ほどから、商工観光課長の説明にもありますが、石橋商工会は地域振興という部分で、会員みんなで盛り上げていこうという雰囲気があり、下野市商工会は、事務的な指導を中心に行っていくという雰囲気があります。事業費につきましては、国、県、市の補助金もありますが、当然、会費も集め、活動をしています。つまり、単に補助金のみで運営しているわけではなく、会員が会費を負担し、活動を行っています。記帳指導等であれば、税理士に依頼する代わりに、商工会の会費を負担して指導を受けるという仕組みになっています。

また、石橋のお祭りなどは、商工会が会費とは別に協賛金を集めており、会員は当然のように協力しております。一方で、下野市商工会の地域では、地域でのお祭りは地域住民が中心となって行われているという感じがいたします。例えば、エコライフまつりですと、コミュニティの方が協賛金を集めに来るということはありますが、商工会が集めに来るということはありません。しかし、そもそも地域性が異なりますので、単に行政の関与の仕方を考えるべきということだけでは、解決が難しい問題であると思います。

(杉原会長) 委員の皆様から、他にご意見等ありますでしょうか。ないようですので、商工業振興事業のヒアリングを終了します。

[市民生活部出席者自己紹介]

③防犯対策事業

[安全安心課長から説明]

(安全安心課長) 市では、平成20年3月19日に下野市安全安心なまちづくり条例を制定し、様々な施策に取り組んでおります。犯罪のない社会づくりのため、防

犯意識の高揚、犯罪の起こりにくい環境の整備を行っております。犯罪のない社会は全ての市民の願いであり、犯罪の発生を抑止し、誰もが安心して暮らせる下野市の実現を目指しております。犯罪の件数は年々減少しているものの、依然として自転車盗難や車上荒らし等は発生しております。事業概要につきましては、防犯カメラの設置は、犯罪の防止や犯罪捜査の早期解決に繋がるなどの効果が認められていることから、事業者等に対し、街頭防犯カメラ設置費を補助し、街頭防犯カメラの整備促進を図っております。公園、公民館等の公共施設につきましては、計画的に防犯カメラの設置を進めてまいります。また、警察と連携の上、防犯意識の高揚、犯罪の抑止を図るための街頭広報活動や、防犯パトロールを実施し、犯罪が起こりにくい環境の整備に努めるとともに、防犯団体への活動支援をしております。(詳細はヒアリング資料参照)

- (杉原会長) それでは、各委員からの意見、質問をお願いします。
- (飯島委員) 自動販売機設置のための土地を用意すれば、自動販売機設置業者の費用負担で、自販機に防犯カメラを設置するというニュースを聞きました。そういった連絡は、業者等から来ないのでしょうか。
- (安全安心課長) 本市においては、現在までにそういった連絡は受けておりません。
- (飯島委員) 設置費用を半分負担するということですが、設置にあたって基準等はないのでしょうか。また、予算的には、何件補助できるのでしょうか。
- (安全安心課長) 補助要綱がありまして、撮影範囲などで必要な基準を設けております。申請の際には、設置場所、機種等を確認し、補助対象となるか判断をしております。今年度は、当初5件の補助を見込んでおりましたが、現在までに4件の補助を行い、また、1件申請中のものがありますので、補正で予算を増額し、対応していきたいと考えております。
- (小久保委員) 私は、下野市の工場に配属されて数か月ですが、前任の工場において、自動販売機荒らしがありまして、被害分を会社で負担いたしました。その経験から、会社の3か所の門に防犯カメラを設置しました。工場の建物から敷地外を向いているカメラ、また、敷地外は向いていないカメラのどちらもありましたが、そういった場合は補助の対象となるのでしょうか。
- (安全安心課長) そのような場合には、道路等の敷地外に向けられ、公共空間も一定以上撮影範囲に含まれているカメラのみ、補助対象になります。補助額につきましては、補助対象となるカメラの設置費用の2分の1であり、上限は30万円としております。
- (小久保委員) 地域でも企業でも、安全が第一ですので、協力して防犯対策をしていきたいと思っております。
- (水上委員) 自治医大駅周辺で自転車盗難の発生件数が多くなっていることから、周辺の事業所に、事業者の負担で防犯カメラの設置ができないかと、警察の協議会において、発言したことがあります。市として、事業所に対して、そのような指導をできないのでしょうか。
- (安全安心課) 設置の促進につきましては、広報でPRを進めており、今年度申請件数が

増加いたしました。それぞれの事業所に個別で働きかけは困難な部分がありますが、何かの機会を捉えて事業所に対して呼びかけていけたらと考えております。

(関口委員) 防犯カメラとは異なりますが、市の防犯パトロール車はどの程度の稼働率なのでしょう。

(安全安心課) 安全安心課で管理していますが、安全安心課の職員が、市内での事務連絡のための移動、防犯活動等の際に活用しております。

(関口委員) 私は、市から3万円の補助を受け、地域のパトロール活動をボランティアで取り組んでいます。自分たちの車で活動しているため、ガソリン代等の費用が多くかかります。活動について、県や警察からも表彰されたこともあります。市としても活動への支援をしていただけませんか。例えば、防犯パトロール車を貸し出すなどはできないのでしょうか。1日のうち、児童の下校時間だけに限定した貸し出しでも構いません。

(市民生活部長) 地域の方々の自主的なパトロール活動には、深く感謝申し上げます。また、機会があるときには、警察から市に出向している職員も同行させていただいております。しかし、市で保有している防犯パトロール車は公用車という位置づけですので、一般の方への貸し出しは様々な課題があり、実現できていないというものです。地域では、個人でもステッカーを車両に張り付けパトロールをしている方、数名がグループになり夜間見回り活動をされている方もいらっしゃり、また、学校では、防犯パトロール車を設置し、通学の安全確保に努めています。市の防犯パトロール車につきましては、職員が市内の防犯パトロールのために利用するものという位置づけでありますことから、安全などの問題も含めて、一般の方への貸し出しは困難であることをご理解いただきますようお願いいたします。

(杉原会長) 15年程前ですが、他自治体の審議会において、防犯カメラの設置個所を検討したことがあります。その際には、公園、DV対策用に自治体庁舎の福祉関係の部署の出入口、また、自転車の盗難防止対策用に駅など、合計3、4か所の設置個所の審査を行いました。その際に特に議論となりましたことは、防犯対策より個人情報保護の問題でした。最終的に委員は、設置に関して承諾はしましたが、設置する際には厳しい条件をつけることとしました。それは、基本的にモニターにはモザイクがかかっているような映像しか表示されず、警察への提供が必要となった場合には、モザイクを除去する処理をし、さらには、個人情報保護審査会等において提供の許可を得なければならないというものです。

それを踏まえまして、下野市では、映像を外部に提供する際に、個人情報保護審査会で諮らないのでしょうか。諮らないとすれば、どのような理由からでしょうか。つまり、行政が公共空間の撮影をする場合に、個人情報保護との兼ね合いはどのように考えているのか、教えていただきたいと思っております。個人情報保護審査会は、別の部署の管轄であるかと思っております。この場での回答は求めませんが、今後、十分に検討していただければと思います。

個人の情報が警察と言えども勝手に第三者機関に提供されていることは問題ではないかという訴えが出た場合に、提供するには外部機関である個人情報保護審査会において厳密な審査をしている等、市として正しい対応ができるように考えていただきたいと思います。

委員の皆様から、他にご意見等ありますでしょうか。ないようですので、防犯対策事業のヒアリングを終了します。

③一般廃棄物収集運搬業務委託事務費

[環境課長から説明]

(環境課長) 市は、区域内の家庭等から排出された一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集、運搬、処分しなければならないと、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に定められております。市内ごみステーションに排出された家庭系一般廃棄物を、生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、ごみ処理施設に搬入することによって、市民の生活環境の保全と公衆衛生の向上に努めております。

家庭で発生したごみは、分別をし、指定日にごみステーションに排出していただいておりますが、その後、民間業者委託によって、収集、運搬しております。ごみ処施設では、焼却、または、資源物としてリサイクルし、残渣につきましては、最終処分業者によって埋め立てております。

委託業者につきましては、市民生活に直結したものであり、業務の継続性、安定遂行が重要であることから、請負実績、機材、人員、地元地理への精通状況などによって、複数の業者からの見積書徴取による随意契約としております。委託契約の執行状況につきましては、収集量、ごみステーション管理上必要な事項についての報告書によって確認するとともに、即時対応が必要なものにつきましては、電話等で指示を行い、適正な執行管理に努めております。(詳細はヒアリング資料参照)

(杉原会長) それでは、各委員からの意見、質問をお願いします。

(関口委員) 中央清掃センターは小山ですが、南部清掃センターはどちらでしょうか。

(環境課長) 現在、野木町に建設中であり、平成28年度から稼働予定となっております。

(関口委員) そうしますと、茂原も合わせて、3か所の清掃センターがあるということでしょうか。

(環境課長) 他に、柴に北部清掃センターがありますが、平成28年3月に閉鎖となります。

(関口委員) ステーションとごみの量に旧町ごとに大きな違いがありますが、これらの比較検討などはされているのでしょうか。

(環境課長) ステーションにつきましては、おおよそ20世帯を基準として設置することとしておりますが、極力、既存のごみステーションで対応していただくようお願いしております。しかし、石橋地区は要望が多く、また、アパートの建設が進んでいることから、ごみステーションが増えております。ご

みの量につきましては、平成18年をピークにごみの量は、年々減っております。

(関口委員) 私の地区のごみ収集業者は、あいさつがしっかりしていて、とても丁寧な業者です。そのような評判も、選定の際の基準にしているのでしょうか。

(環境課長) そのような評判までは、調査していませんが、市内の業者の多くが丁寧な対応で収集を行っていると聞いております。

(杉原会長) 委託業者は何社あるのでしょうか。

(環境課長) 現在委託しているのは、5社となります。市内では、一般廃棄物の収集運搬をできる業者は、約50社ございます。

(杉原会長) 資料の効率性の欄に、「委託業者と協議を行い、事務効率や市民サービスの向上に努めています。」とありますが、具体的にはどのように実施しているのでしょうか。

(環境課長) 年に1回、委託業者を集め、研修会を実施しており、市、委託業者が互いに要望等を協議しているところであります。

(杉原会長) もう少し開催回数を増やしてもよろしいのではないのでしょうか。市民生活に直結する事業ですので、ごみ収集に関する市民からの意見等を伝える貴重な機会になるかと思えます。また、費用等は予算に計上されていませんが、費用はかからないものなのでしょうか。

(環境課長) 市民からの意見等について、即時対応が必要な場合には、電話等ですぐに委託業者に連絡を取り、早急に対応をしていただいております。なお、研修会は、費用をほとんどかけず開催しております。

(杉原会長) アパートのごみステーションは、しっかり管理されていないものが多いように感じますが、どのように対応しているのでしょうか。

(環境課長) そのような連絡があった場合には、アパートの管理会社に連絡し、対応していただくこともあります。また、市からは、アパート住居者に分別の再徹底を呼びかける文書を配布しております。

(杉原会長) ごみ収集に関しては、様々な問題がありますので、ごみステーションを管理している自治会の意見も踏まえて、行政、委託業者が研修会等を開催すれば、さらに事業の質が向上するかと思えます。

(中林委員) ごみの出す日について、最近、自治会に入らない方もいらっしゃいますが、そういった方への行政カレンダーの配布はどのように対応しているのでしょうか。

(環境課長) まず、転入者につきましては、転入の手続きの際に配布しております。自治会へ加入していない方のうち、アパートにお住まいの方につきましては、アパートの管理会社に依頼し、配布していただいておりますが、それ以外の方は市役所に取りに来ていただいております。

(水上委員) 平成28年度から南河内、国分寺地区のごみの分別方法が変更になると思えます。変更後には、市民、行政、委託業者が密に連絡をとり、適切なごみ分別がされるよう取り組むことが必要かと思えますので、よろしく願いいたします。

(環境課長) 今回の分別方法の変更は、大きな変更ではないため、個別での説明会は考

えておりません。また、ごみのサンプリング調査の結果をみますと、大部分が正しく分別されているおります。しかし、中には、分別がされていないものもありますので、引き続き広報等を利用して周知徹底は図っていききたいと思います。

(園部委員) ごみの分別について正しい教育をしていただいているおかげで、子ども達が分別の意識が高いように思います。今後も、続けていただきたいと思います。

(環境課長) きちんとした分別に取り組んでいただいている市民の方が多いことから、全国でもトップクラスの分別が行われているという状況であります。

(杉原会長) 私の出身地であります松江市は、相当分別を進めておりまして、他の自治体からも視察が来るようです。分別のための袋は有料となっており、市民の方の分別に対する意識が高いようです。国内ではモデル地区となっている自治体もあり、国外でも分別が進んでいる国もございます。そのような先進事例を踏まえ、市民、行政がともに考え、下野市に合ったより良い方法をご検討いただければと思います。

委員の皆様から、他にご意見等ありますでしょうか。ないようですので、一般廃棄物収集運搬業務委託事務費のヒアリングを終了します。

(杉原会長) 以上でヒアリングが終了となりましたが、ヒアリングを行った事業につきまして意見交換を行いたいと思います。委員の皆様、ご意見ありますでしょうか。ないようですので、終了します。

(4) その他

(杉原会長) 委員の皆様からご意見等ありますでしょうか。また、事務局からありますでしょうか。

(事務局) 今後の日程につきましてご連絡いたします。第4回委員会をご案内のとおり来週11月19日を予定しておりますが、日程調整の都合上、当初予定していた4事業のヒアリングから、3事業のヒアリングと変更し、それに伴いまして、11月26日の委員会につきましては、当初の予定の2事業から3事業に変更とさせていただきます。

また、本年度は当初7回の委員会を予定しておりましたが、第二次行改大綱総括報告、行政評価市民評価実施方法の見直しに係る意見・提言のため、2月に8回目の委員会を開催したいと考えております。詳細な日時につきましては、決定次第ご連絡させていただきます。委員の皆様にはお忙しいところ大変恐縮ですが、よろしく願いいたします。

(杉原会長) 委員からご意見等ございますか。意見等無いようですので、議事は終了といたします。

○閉会

(事務局) 以上をもちまして、第3回下野市行政改革推進委員会を閉会いたします。

以上

会議の経過を記載し、その相違がないことを証するためにここに署名する。

会 長

署名委員

署名委員